

要介護認定等に関する個人情報の外部提供事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、良質な介護サービスの提供に資するため、居宅サービス計画、施設サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成に利用する目的に限り、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、本市が行う要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に関する個人情報の外部提供を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の提供を受ける者)

第2条 要介護認定等に関する個人情報の提供の申請及び提供を受けることができる者は、法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項又は第115条の22第1項の規定に基づき指定又は許可を受けた次に掲げる介護サービス計画作成事業者とする。

- (1) 居宅介護支援事業者
- (2) 介護予防支援事業者
- (3) 介護保険施設
- (4) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護支援事業者
- (5) (介護予防) 特定施設入居者生活介護事業者
- (6) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者
- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者
- (9) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業者

(提供する個人情報)

第3条 提供する要介護認定等に関する個人情報は、次に掲げる要介護認定等に係る資料とする。

- (1) 認定調査票（要介護認定等の実施について（平成21年9月30日付け老発0930第5号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）別添2同様の情報を記載した資料）の写し
- (2) 主治医意見書（局長通知別添3同様の情報を記載した資料）の写し
- (3) 要介護認定等結果
(申請手続)

第4条 前条第1号及び第2号に掲げる資料（以下「資料の写し」という。）の提供を受けようとする者（第2条第2号の介護予防支援事業者のうち、本市から包括的支援事業等業務の委託を受け、地域包括支援センターを運営する者（以下「本市の地域包括支援センター運営者」という。）を除く。以下「申請者」という。）は、要介護認定等が決定した後、要介護認定等に関する個人情報の外部提供申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、申請者が介護サービス計画を作成することについて、資料の写しに係る被保険者（以下「本人」という。）からの合意を得ていることを証明する居宅介護支援、介護予防支援、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの利用契約書その他これに類する書面の写しを添付して、市長に提出しなければならない。ただし、本人から介護サービス計画の作成又は変更を依頼する旨の届出書が、市に対し、あらかじめ提出されているときは、当該書面の写しの添付を省略することができる。

2 前条第3号に掲げる資料（以下「認定等結果」という。）の提供を受けようとする者（本市の地域包括支援センター運営者を除く。）は、介護保険要介護認定等結果提示依頼書（第2号様式。以下「依頼書」という。）を市長に提出しなければならない。

（資料の写し等の提供）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、当該資料の写しの提供の可否を決定し、申請日の翌週水曜日（水曜日が長崎市の休日を定める条例（平成5年条例第35号）第1条第1項第2号又は第3号に規定する休日にあつては、その休日以後最初の休日でない日）以降に要介護認定等に関する個人情報の外部提供可否決定通知書（第3号様式）により申請者に通知し、提供を可と決定した資料の写しを提供するものとする。この場合において、資料の写しの提供は、申請者が希望する場合には郵送によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、資料の写しが次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する資料の写しの全部又は一部について提供をしないことができる。

(1) 第3条第1号に掲げる資料を作成した者が特定されるおそれがある情報の記載があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、第三者の権利又は利益を害するおそれがある情報を含むとき。

(3) その他市長が資料の写しの提供を必要性がないと判断したとき。

3 市長は、前条第2項に規定する依頼書を受理したときは、要介護認定等が決定した後に、申請者に対し、認定等結果を書面にて速やかに郵送するものとする。

（費用）

第6条 申請者は、長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎市条例第40号）第6条第2項及び長崎市個人情報の保護に関する規則（令和5年長崎市規則第10号）第12条第1項の規定に基づき、当該資料の写しの提供に要する複写手数料を負担しなければならない。

2 第5条第1項の規定により、郵送による提供を希望する申請者は、郵送料に相当する額を負担しなければならない。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年9月20長崎市告示第650号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和8年2月26日長崎市告示第106号）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 経過措置

改正前の要介護認定等に関する個人情報の外部提供事務取扱要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

要介護認定等に関する個人情報の外部提供申請書

(あて先) 長崎市長

次のとおり、介護保険の要介護認定等に関する資料について、提供されるよう申請します。なお、資料の提供を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約します。

申 請 者	事業所・施設名称	
	代表者又は管理者名	
	住 所	
	電話番号	
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業者（介護予防含む。） <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護事業者（介護予防含む。） <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防含む。） <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者 <input type="checkbox"/> 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業者

次の要介護認定等に関する資料を求めます。

被 保 険 者	被保険者番号		氏 名	
	生年月日			
	住 所			
	認定有効期間	年 月 日 ~	年 月 日	認定区分
提 供 資 料	<input type="checkbox"/> 認定調査票（概況調査及び特記事項） <input type="checkbox"/> 主治医意見書			
交 付	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送（必要額の切手を貼り付けた返信用封筒が必要です。）			

ケアプラン作成担当者 _____

遵守事項

- 1 私は、提供を受けた資料に係る被保険者（以下「本人」という。）の個人情報をも本人の介護サービス計画の作成以外の目的には使用しません。
 - 2 私は、私の従業者又は従業者であったものが、上記の1に違反した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
 - 3 私は、本人の個人情報を、本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせること又は提供することをしません。
 - 4 私は、本人の個人情報を、本人の同意を得ることなく複写し又は複製しません。
 - 5 私は、本人の個人情報を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正に保管するとともに、紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。

 - 6 私は、本人との介護サービス計画の作成に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料を本人若しくは長崎市に返還するか、又は私の責任を持って確実に廃棄します。
 - 7 私は、本人又は長崎市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。
- (注) 上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供は受けられなくなる場合があります。

年 月 日

介護保険 要介護認定等結果提示依頼書

（あて先）長崎市長

次のとおり、要介護認定等結果の提示を依頼します。なお、要介護認定等結果の提示を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約します。

依頼者	事業所・施設名称											
	代表者又は管理者名											
	住 所											
	電 話 番 号											
	介護支援専門員等氏名											
	事業所番号											

認定等結果提示対象者	氏 名		被保険者番号															
	生年月日																	
	住 所																	
	現在の申請状況	<input type="checkbox"/> 新規申請中 <input type="checkbox"/> 更新申請中 <input type="checkbox"/> 変更申請中 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>現在の要介護度</td> <td>要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>有効期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> </table>												}	現在の要介護度	要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）	}	有効期間
}	現在の要介護度	要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）																
}	有効期間	年 月 日～ 年 月 日																

遵守事項

- 1 私は、書面にて提示を受けた資料に係る被保険者（以下「本人」という。）の個人情報を本人の介護サービス計画の作成以外の目的には使用しません。
 - 2 私は、私の従業者又は従業者であったものが、上記の1に違反した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
 - 3 私は、本人の個人情報を、本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせること又は提供することをしません。
 - 4 私は、本人の個人情報を、本人の同意を得ることなく複写し又は複製しません。
 - 5 私は、本人の個人情報を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正に保管するとともに、紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
 - 6 私は、本人との介護サービス計画の作成に係る契約関係が終了した場合その他提示を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料を本人若しくは長崎市に返還するか、又は私の責任を持って確実に廃棄します。
 - 7 私は、本人又は長崎市から、書面にて提示を受けた資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。
- （注）上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供は受けられなくなる場合があります。

年 月 日

要介護認定等に関する個人情報の外部提供可否決定通知書

様

長崎市長

要介護認定等に関する個人情報の外部提供事務取扱要領第4条第1項の規定により申請がなされた要介護認定等に関する個人情報の外部提供について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号	申請日	認定調査票	主治医意見書